

# 簡易株式交換公告

平成 26 年 6 月 30 日

株主各位

愛知県半田市神明町一丁目 1 番地  
瀧上工業株式会社  
取締役社長 瀧上晶義

当社は、平成 26 年 6 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 9 月 1 日を効力発生日として、丸定産業株式会社（本店所在地：愛知県東海市南柴田町ホノ割 213 番地の 8）、丸定鋼業株式会社（本店所在地：愛知県東海市南柴田町ホノ割 213 番地の 8）、株式会社滝上工作所（本店所在地：愛知県半田市神明町一丁目 1 番地）、丸定運輸株式会社（本店所在地：愛知県東海市南柴田町ホノ割 213 番地の 8）、瀧上建設興業株式会社（本店所在地：名古屋市中川区清船町四丁目 1 番地）、中部レベラー鋼業株式会社（本店所在地：愛知県東海市南柴田町ホノ割 213 番地の 8）の 6 社を当社の完全子会社とする株式交換を行うことをそれぞれ決議いたしましたので、公告いたします。

各株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内にその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項に基づき、株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数を当社に対しご通知ください。

なお、上記のお申出にあたっては、株式を預託されている証券会社等の口座管理機関に対し、個別株主通知のお申出の取次ぎのご請求が必要となりますので、ご留意ください。

以上

## 公告の中断についての追加公告

下記の期間、当社ホームページの公告ファイルを登録したアドレスに誤りがあったため、公告中断が発生いたしました。

平成 26 年 6 月 30 日午前 0 時 00 分 から 平成 26 年 6 月 30 日午前 8 時 35 分まで